

(仮称)笠原こども園の整備及び総合計画基本計画事業の追加について

1. 概要

- (1) 笠原保育園及び笠原小学校附属幼稚園（以下「笠原幼稚園」という。）を統合し、幼保連携型認定こども園（以下「(仮称)笠原こども園」という。）として整備する。
- (2) (仮称)笠原こども園の整備は、現在の笠原保育園の園舎を活用し、不足分を増改築で補う。
- (3) (仮称)笠原こども園の整備について総合計画基本計画事業を追加する。

2. 整備方針

- (1) 開園時期は、(仮称)笠原小中学校の開校にあわせ令和8年4月1日とする。
- (2) 定員規模は215人とする（幼稚園部45人、保育園部170人）。
- (3) 増築に伴い減少する園庭面積を確保するため、隣接駐車場の一部を園庭として拡張整備する。
- (4) 令和8年度上半期に笠原幼稚園を取り壊し、(仮称)笠原小中学校敷地として整備する。

3. 背景

- (1) 保護者の就労の有無で利用が限定される保育所では、就労を中断、再開する際に施設の継続利用ができないこと等を踏まえ、近年の保護者の就労形態等に柔軟に対応できる幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園として整備することが望ましい。
- (2) 共働きの進展、女性の就業率向上及び保育料の無償化などにより保育所ニーズが高まる中、一方では幼稚園ニーズが極端に減少しており、子どもの集団が小規模化し、施設運営及び維持管理面において非効率となっている。
- (3) 笠原校区は幼保小中が1施設ずつ存在しており、(仮称)笠原こども園の開園を(仮称)笠原小中学校の開校に合わせることで、笠原校区の幼保小中の再編を同時に行うもの。

4. 施設規模等について

(1) 増改築工事等の概要

- ①増築・・・保育室4室、調理室等を増築
- ②改築・改修・・・(1)現調理室を図書室兼会議室に改築
(2)保育室を乳児・ほふく室に改築
(3)職員室を拡張し、内部に保健室、面談室を整備
(4)既存園舎・保育室等の改修工事（2F子育て支援センター含む）
- ③園庭の拡張・・・(1)隣接駐車場の一部を拡張整備
(2)既存大型遊具の移設、遊具の新設（R4.3/23寄附金活用）

(2) 施設面積等の増減

	《現》 笠原保育園	《統合後》 (仮称)笠原こども園	増減
定員	150 人	215 人	+65 人
敷地面積	4,700 m ²	約 5,500 m²	+800 m ² (園庭拡張分)
建物面積 ※2F 支援センター除く	1,890 m ²	約 2,590 m²	+700 m ² (増築)
園庭面積	1,600 m ²	約 1,700 m²	▲700 m ² (増築に伴う減) +800 m ² (園庭拡張分)

※上記面積は水平投影面積 (GIS 計測) のため、床面積とは相違

5. 職員の配置について

- (1) 3歳児以上のクラスは保育園部(2号認定)及び幼稚園(1号認定)の混合クラスとなる。
- (2) 認定こども園は、副園長クラスが2人必要。
- (3) 職員(保育教諭)の配置基準

満1歳未満の園児	園児 3人につき職員1人
満1歳以上3歳未満の園児	〃 6人につき 〃 1人
満3歳以上4歳未満の園児	〃 20人につき 〃 1人
満4歳以上の園児	〃 30人につき 〃 1人

6. 総合計画基本計画事業の追加

(仮称)笠原こども園の整備について、第7次総合計画基本計画事業に追加する(市議会3月定例会で提案)。

政策の柱	安心して子育て・子育てするまちづくり
施策2	保育・幼児教育の充実
基本計画事業	笠原小学校附属幼稚園、笠原保育園を統合し、現在の笠原保育園施設を活用し幼保連携型認定こども園を整備します

7. 園庭の拡張整備について

園舎の増築に伴い園庭の面積が十分確保できないことから、隣接駐車場を園庭として拡張する。(約33台分・約800m²)

8. 笠原幼稚園の取り壊しについて

(仮称)笠原こども園が開園した後、速やかに笠原幼稚園を取り壊し、(仮称)笠原小中学校敷地として整備、移管する。令和8年上半期を目途とする。